

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

長中局郵便部で 超勤手当不払いが判明

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 3700
16年10月28日(金)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。

長崎中央郵便局郵便部で、
時間外割増賃金が払われてい
ないことが判明しました。

支部は昨日、この問題で
長中局に対して、
不払い賃金及び一時金差
額精算を、過去5年間に遡り
調査支給すること。

「1週間平均40時間を
基本」とする雇用契約へ変
更すること。

などを柱とした要求書を
提出・交渉を行ないました。

労働基準法第32条では労
働時間は1日8時間以内、又
は週40時間以内とすること
を定めています。しかしなが
ら長崎中央郵便局郵便部では
これを遵守せず時間外割増賃
金も支給していません。これ
は明らかな労働基準法違反で
す。

問題の概要です。

雇入れ条件通知書で、正規
の勤務時間は4週間について
1週間平均28時間を基本と
する」の期間雇用社員に対し

て、
4週間で160時間以上
勤務しているにもかかわらず、
超過した時間について125
/100の時間外割増賃金が
払われていない。
、勤務指生表提示の段階で、
「1週間平均28時間を基
本」以上の勤務を指定してい
る。

期間雇用社員によっては、
勤務指生表提示段階
で170時間を超える
勤務があらかじめ
指定されています。
また160時間を
超えない期間雇用社
員でも、雇用契約通
知書による正規の勤
務時間を超える勤務
があらかじめ指定さ
れるという異常な状
態が、数年前から放
置されています。

支部が、長崎労働
基準監督署に確認し
たところ、の「契
約時間以上の勤務を
指定すること」は直
ちに労働基準法違反
とは言えない、とし
ながらも社員に対し
て説明と承諾を得る
義務があるとの事
です。

支部では郵便部
だけではなく、全て
の期間雇用社員につ

いて同様の問題がないか調査
し、11月9日までに回答す
ることを求めました。



来年の年賀状、1月
2日の配達取りやめ

NHKニュースで「来年
の年賀状 1月2日の配達
は取りやめ」と報道があり
ました。

本日は、先に受けた「基
本方針・要綱」の重大な修
正であり、事前にユニオン
に理解を求めることが筋で

あると強く申し入れたこと
です。
尚、1月2日休配につい
ての具体策等は、別途交渉
することとなります。

尚、各支部は、組合員に
周知するとともに、1月2
日休配体制での取り組みを
お願いする、とした本部か
らの連絡が来ています。

長崎中央局郵便部における時間外割増賃金不払い事案に対する要求書

- 1、郵便部では4週間で160時間以上勤務しているにもかかわらず、超過した時間について、125/100の時間外割増賃金が払われていないのは労働基準法第32条違反である。不払いの時間外割増賃金を支払うこと。
- 2、郵便部では4週間で160時間以上の勤務指定が行われている。この勤務指定は、期間雇用社員就業規則第21条（時給制契約社員の勤務時間は、「1日8時間以内、4週について1週平均40時間以内」と規定しています）違反であり直ちに是正するとともに、現行雇入れ条件通知書（1週間平均28時間を基本）を改め、勤務実態に基づいた「1週間平均40時間を基本」とする雇用契約へ変更すること。
- 3、日本郵便では一時金支給時の支給額計算方法で、7時間雇用と8時間雇用では支給額に大きな差額が出る計算方法を用いている。上記2により、勤務実績に基づく正規の勤務時間を「1日8時間、1週平均40時間以内」とし、差額を支給すること。
- 4、年次有給休暇取得の際には7時間勤務としているが、年次有給休暇取得の際も勤務実態に沿った8時間勤務とし、差額を支給すること。
- 5、お客様サービス・業務運行確保のため、日勤、中勤、夜勤、深夜勤等の交代制勤務が不可欠な郵便部での安定した労働力確保のために、深夜帯に従事する期間雇用社員の「1週間平均40時間を基本」とする勤務体系と雇用人員確保を行うこと。
- 6、今回の要求により、勤務日の減少や勤務時間の減少などの「不利益変更」はしないこと。
- 7、尚、不払い賃金及び一時金差額精算は過去5年間に遡り調査支給すること。
- 8、調査結果・精算支給結果を、対象人数・不払い対象時間・支給総額を郵政ユニオン長崎中郵支部に通知すること。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。